

赤ちゃんが生まれたら

☎ 長崎市コールセンター〔あじさいコール〕
095-822-8888 (長崎市役所代表)



※内容は令和7年1月現在の代表的なものです。下記以外にも手続きが必要な場合があります。
※市民サービスコーナーでは、これらの手続きは行っておりません。

✓欄	手続き内容	対象	手続き窓口	手続きに必要な物
	出生届	出生されたかた	地域センター、事務所、地区事務所	出生届書、母子健康手帳
	マイナンバーカードの交付申請	カードの取得を希望されるかた	地域センター、事務所、地区事務所	出生証明書 ※出生届と同時に申請されると手続きが簡略化され、本人の同行も不要です ※その他ご不明な点は、住民情報課までお尋ねください (☎ 829-1424)
	①国民健康保険加入 ②出産育児一時金請求	国民健康保険加入者	地域センター、事務所、地区事務所	①マイナンバーが確認できるもの(既にお持ちの場合) ②出産したかたのマイナンバーカード(もしくは被保険者証か資格確認書)、母子健康手帳、世帯主名義の預金通帳、出産に係る費用の領収書または明細書、医療機関との合意文書
	児童手当認定請求または増額の届	出生した児童の監護をされるかた	地域センター事務所、地区事務所	請求者の保険者がわかるもの(共済のみ)、請求者名義の普通預金通帳、請求者及び配偶者のマイナンバーが確認できるもの ※上記以外の書類提出をお願いする場合があります ※出生日の翌日から15日以内に届出が必要です。申請が遅れると、支給できない月が発生する場合があります。
	子ども福祉医療受給資格の認定申請	出生した児童の保護者		対象児童の健康保険資格情報がわかるもの(資格確認書等)、保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード

※国民健康保険加入者のかたの出産育児一時金については、一時金を出産費用にあてるため世帯主のかたに代わって直接医療機関等に支払うことができる、直接支払制度もあります。

※国民年金第1号被保険者のかたは、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除になる制度があります。詳しくは長崎市住民情報課総務係(☎095-829-1137)まで

※出産された国民健康保険被保険者のかたは、産前産後の一定期間の国民健康保険税が軽減される制度があります。詳しくは長崎市国民健康保険課賦課係(☎095-829-1226)まで

※出生されたかたのマイナンバー(個人番号)は後日、通知されます。

✓欄	手続き内容	対象	手続き窓口	手続きに必要な物
	ひとり親家庭福祉医療受給資格の認定申請	ひとり親家庭等該当者	地域センター、事務所	こども政策課(☎829-1270)へお尋ねください ※申請内容の認定は申請日からとなります。申請が遅れると、支給できない医療費が発生する場合があります。
	児童扶養手当の認定請求または額改定請求			こども政策課(☎829-1270)へお尋ねください ※申請内容の認定は申請日の翌月分からとなります。申請が遅れると、支給できない月が発生する場合があります。
	特別児童扶養手当の認定請求	身体又は精神に障害のある児童の監護をされるかた	地域センター、事務所	こども政策課(☎829-1270)へお尋ねください
	未熟児養育医療の給付申請	受給者	地域センター、事務所	こども政策課(☎829-1270)へお尋ねください
	生活保護の変更申請	生活保護受給者	生活福祉1・2課(市役所4階)、東・南・北総合事務所地域福祉課	生活福祉1・2課(☎829-1144)、東総合事務所地域福祉課(☎894-1247)、南総合事務所地域福祉課(☎898-7860)、北総合事務所地域福祉課(☎814-3400)へお尋ねください
	市営住宅に同居する手続	市営住宅居住者	長崎市営住宅指定管理者(☎829-2989、☎829-2991)(市役所18階、三重地域センター1階、三和地域センター2階) ※令和7年4月1日以降は指定管理者が変更となります。(☎829-2991)	「入居のしおり」をご確認いただき、指定管理者へお尋ねください。
	し尿取りの届出(世帯員増)	し尿取り利用者	地区別し尿業者へ電話連絡	特にありません